

## 避難所運営ゲーム（HUG）北海道版（D○はぐ）貸出要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、北海道（以下、「道」という）が、避難所運営ゲーム（HUG）北海道版（愛称<sup>ドッ</sup>D○はぐ、（以下「D○はぐ」という））を個人又は団体に貸出す場合の手続等に関して定める。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （1）D○はぐセット

250枚のカード6組、取扱説明書1冊、解説書1冊、講師説明用パワーポイントデータ入りCD1枚、段ボールベッド説明資料1ファイル、収納ケース1個で構成されるセットをいう。

#### （2）D○はぐ管理台帳

D○はぐセットの貸出を管理する目的で、道が作成する台帳（様式3）のことをいう。

#### （3）申込者

D○はぐセットを使用することを目的に、貸出申込書（様式1）に申込者として記載された者をいう。

### （貸出料金）

第3条 D○はぐセットの貸出料金は、無料とする。

### （貸出申込）

第4条 道よりD○はぐセットの貸出を希望する者は、口頭や電話、FAX、Eメールにより貸出状況を事前に確認の上、貸出申込書（様式1）に必要事項を記入して必要な書類を添付し、原則、貸出希望日の一週間前までに道総務部危機対策局危機対策課又は各（総合）振興局地域創生部地域政策課に対し提出する。

### （貸出期間）

第5条 D○はぐセットの貸出期間は、貸出予定日から起算して15日以内とする。

### （貸出条件）

第6条 道は貸出申込を受け付けた場合、貸出申込書の記載内容が次の条件を満たすことを確認し、満たさない場合は貸出を行わないこととする。

- (1) 申込者は、D○はぐセットを道内で使用すること。
- (2) D○はぐセットを営利目的で使用しないこと。
- (3) 申込者が過去に貸出を受けたとき、故意にD○はぐセットを亡失・損傷していないこと。

(貸出の優先)

第7条 複数の申込者によりD○はぐセットの貸出申込がある場合は、先に申し込んだ者を優先する。

(使用可否と貸出期間の回答)

第8条 道は、貸出申込みがあった場合、その可否及び貸出期間（貸出予定日から返却予定日）、D○はぐセットの貸出数を、口頭又は電話、FAX、電子メールにより、申込者に通知する。

(申込者への引渡し)

第9条 D○はぐセットの申込者への引渡しは、貸出予定日以降に貸出申込を受け付けた道危機対策課又は各（総合）振興局で行う。なお、貸出日が貸出予定日以降となった場合でも返却予定日は変更しない。

2 申込者がD○はぐセットの発送を希望する場合、道からの発送は貸出予定日に行い、発送費用は申込者が負担する。

(遵守事項)

第10条 D○はぐセットを使用する者は、以下の事項を遵守すること。

- (1) D○はぐセットの全部又は一部を複製しないこと。
- (2) D○はぐセットは十分注意して取扱い、故意に損壊しないこと。

(申込者からの返却)

第11条 D○はぐセットの使用後は、申込者は返却予定日までに、チェックシート（様式2）に記入し、添付の上、貸し出した道危機対策課又は各（総合）振興局へD○はぐセットを返却しなければならない。

なお、申込者が道へのD○はぐセットの返送を希望する場合、返送費用は申込者が負担し、返却予定日までに貸し出した道危機対策課又は各（総合）振興局へ到着するように返送すること。

(督促)

第12条 申込者がD○はぐセットの返却を延滞した場合は、道より督促を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 道は使用申込書に記載された個人情報について、関係法令を遵守し保護するものとする。

(弁償責任)

第14条 D○はぐセットを道から借り受けて使用した者に起因する理由で、D○はぐセットの全部若しくは一部を亡失・損傷した場合は、原則として同種のものをもって復元し、弁償するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

この要領は、令和2年7月7日から施行する。